

総務部

総務企画委員会 【所管関係資料】

11月26日提出

令和6年第2回定例会（12月議会）所管事項審査関係資料

令和6年11月26日
総務部

【所管事項】

行政経営課	アナログ規制の見直しについて	・ ・ 3
総合防災課	秋田県地域防災計画の修正について	・ ・ 5
消防保安室	秋田県消防広域化推進計画の改定について	・ ・ 7

アナログ規制の見直しについて

行政経営課

1 アナログ規制とは

- 人による目視や常駐の義務付け等、デジタル技術の進展に法律などの整備が追いつかず、社会全体のデジタル化や業務の効率化を妨げている規制

【国が示す代表的なアナログ規制7項目等】

目視、実地監査、定期検査・点検、常駐・専任、対面講習、書面掲示、往訪閲覧・縦覧、記録媒体指定

3 見直し検討結果

- 規制に該当するとして洗い出した規定の見直し検討結果は下表のとおり。

規制の分類	検討結果	件数
・県の条例等に基づいて定めている規制	見直し実施	129
	継続検討	70
	見直し不要	218
・国の法令等に基づいて定めている規制 ・国の法令等を参照しつつ、県の条例等に基づいて定めている規制		440※
計		857

※法令等の見直しを踏まえて対応

2 目的・概要

- これまでの法制度は、書面・対面などのアナログ的な手法が前提であったことから、国では、社会のデジタル化を推進し、デジタル技術の活用による生産性の向上等を図るため、規制の見直しを進めてきた。
- 本県でもデジタル技術の活用を促進するための条例改正のほか、業務の効率化や住民サービスの向上を目的としたデジタル技術の活用による運用改善を実施する。

【主な見直し事例】

条例改正25件	【書面掲示】秋田県児童会館条例等 →指定管理者制度導入施設における利用料金の掲示について、公衆の見やすいように掲示を求める現行の規定に加え、ウェブサイトへの掲載を努力義務化
デジタル活用等104件	【記録媒体指定】秋田県屋外広告物条例施行規則等 →「磁気ディスク」「シー・ディー・ロム」といった媒体名を「電磁的記録媒体」に見直し
	【目視】秋田県水源森林地域の保全に関する条例に係る事務処理要領 →水源森林地域の指定案に異議がある場合の地域内の土地の所有者等からの意見聴取に当たって、デジタル技術の活用を可能に
	【往訪閲覧・縦覧】建設工事の入札及び契約に関する情報の公表に関する取扱要領 →公表に当たって秋田県電子入札システムを活用

4 今後の対応

- 令和7年第1回定例会2月議会に条例案を提出（一括改正条例を想定）
- 国・他県の事例を踏まえ、令和7年度以降も引き続き見直しを検討・実施

<参考：令和7年第1回定例会2月議会で改正予定の条例一覧>

- | | |
|--|---|
| ① 秋田県港湾施設管理条例（昭和34年秋田県条例第19号） | ⑭ 秋田県立田沢湖スポーツセンター条例
（平成10年秋田県条例第44号） |
| ② あきた芸術劇場条例（昭和39年秋田県条例第3号） | ⑮ 秋田県大館能代空港周辺ふれあい緑地条例
（平成11年秋田県条例第36号） |
| ③ 秋田県立都市公園条例（昭和50年秋田県条例第7号） | ⑯ 秋田県産業振興プラザ条例（平成11年秋田県条例第79号） |
| ④ 秋田県勤労身体障害者スポーツセンター条例
（昭和51年秋田県条例第44号） | ⑰ 秋田県立男鹿水族館条例（平成15年秋田県条例第84号） |
| ⑤ 秋田県営自然公園施設条例（昭和53年秋田県条例第5号） | ⑱ 秋田県社会福祉会館条例（平成17年秋田県条例第62号） |
| ⑥ 秋田県総合保健センター条例
（昭和61年秋田県条例第34号） | ⑲ 秋田県北部老人福祉総合エリア条例
（平成17年秋田県条例第63号） |
| ⑦ 秋田県総合生活文化会館条例（平成元年秋田県条例第10号） | ⑳ 秋田県中央地区老人福祉総合エリア条例
（平成17年秋田県条例第64号） |
| ⑧ 秋田県金属鉱業研修技術センター条例
（平成2年秋田県条例第50号） | ㉑ 秋田県南部老人福祉総合エリア条例
（平成17年秋田県条例第65号） |
| ⑨ 秋田県営観光レクリエーション施設条例
（平成4年秋田県条例第36号） | ㉒ 秋田県児童会館条例（平成17年秋田県条例第72号） |
| ⑩ 秋田県岩館漁港海岸休憩施設条例
（平成5年秋田県条例第35号） | ㉓ 秋田県田沢湖スキー場条例（平成18年秋田県条例第77号） |
| ⑪ 秋田県ふるさと村条例（平成5年秋田県条例第45号） | ㉔ 秋田県青少年交流センター条例
（平成11年秋田県条例第5号） |
| ⑫ 秋田県森林学習交流館条例（平成7年秋田県条例第15号） | ㉕ 秋田県自然体験活動センター条例
（平成18年秋田県条例第86号） |
| ⑬ 秋田県健康増進交流センター条例
（平成9年秋田県条例第15号） | |

秋田県地域防災計画の修正について

総合防災課

国の防災基本計画の修正や男鹿半島地域等防災・減災会議での協議等を踏まえ、県地域防災計画を修正する。

主な修正事項

避難所運営

○避難所以外の避難者への支援

- ・在宅避難者等が利用しやすい支援拠点の設置や情報提供に係る検討

○生活・衛生環境への配慮

- ・避難所開設当初からのパーティション、段ボールベッド等の設置
- ・栄養バランスのとれた適温の食事提供や生活用水の確保への配慮
- ・簡易トイレやトイレカー等の設置による快適なトイレ環境の整備

関係法令の改正

○活動火山対策特別措置法の改正

- ・火山調査研究推進本部の取組との連携
- ・「火山防災の日」を活用した防災知識の普及

孤立対策

○孤立対策の推進

- ・速やかな状況把握と進入方策の検討
- ・孤立可能性集落の事前把握、分散備蓄の推進、通信手段の確保等の検討
- ・船舶、無人航空機等を利用した輸送の検討



(出典)令和6年能登半島地震を踏まえた有効な技術～自治体等活用促進カタログ～

受援時の対応

○応援職員への配慮

- ・応援職員等の宿泊場所として活用可能な施設や駐車スペースのリスト化

今後の修正予定

令和7年1月	パブリックコメントの実施
〃 3月	県防災会議で修正案の協議、計画決定

【参考】秋田県男鹿半島地域等防災・減災会議について

総合防災課

目的 令和6年能登半島地震を教訓に、男鹿半島地域等において地震が発生した際の防災・減災方針を策定する

構成と開催状況（予定含む）

【方針の策定】

秋田県男鹿半島地域等防災・減災会議

（知事、関係市長、有識者、関係機関等）

令和6年10月：検討状況報告及び意見交換

令和7年2月：防災・減災方針の協議、策定

【課題の抽出と対応等の検討】

秋田県男鹿半島地域等防災・減災対策検討委員会

（有識者、自治体及び関係機関の実務担当者等）

令和6年4月：能登半島地震に課題、検討内容（案）等

7月：リスク設定、今後の進め方（案）、意見交換等

12月：応急対策及び被災者支援の検討結果、意見交換等

令和7年1月：防災・減災方針（素案）の協議

リスク検討部会

令和6年6月

・リスク設定に係る
意見交換等

応急対策検討部会

令和6年9月／11月

・応急対策に係る意見
交換等

被災者支援検討部会

令和6年8月／10月

・被災者支援に係る
意見交換等

主なリスクと対応方針

○直接的な被害による人的被害

- ・住家等の耐震化の促進
- ・要配慮者の避難のあり方の検討 等

○在宅避難者・車中泊避難者の把握困難

- ・ICTを活用した避難所の受付システム等の検討
- ・車中泊避難者の避難場所の設定に向けた検討 等

○孤立集落の発生／孤立集落、自主避難所の把握困難

- ・孤立を想定した通信手段の確保、備蓄の検討 等

○良好な避難所環境の確保

- ・快適なトイレ、温かい食事、睡眠環境を意識した
避難所運営の検討 等

○物資の不足

- ・分散備蓄の推進、防災備蓄コンテナの設置やドローン、
ヘリコプター、船舶の活用等の検討
- ・速やかな配送に備えた協定・委託等、物流事業者の
活用の検討 等

○応援機関の救助活動等の遅延

- ・被災地及び近隣における応援機関等の活動拠点、
宿泊場所の確保 等

秋田県消防広域化推進計画の改定について

消防保安室

国の基本指針改正を受け、環境の変化に対応し消防力の維持・強化を図るため、県消防広域化推進計画を改定する。

計画の位置付け・目的

- ・市町村における自主的な消防広域化の推進に取り組むことを目的に策定
- ・広域化に係る取り組むべき事項について基本的な方針を定める
- ・計画期間
令和7年度～令和11年度(5か年)

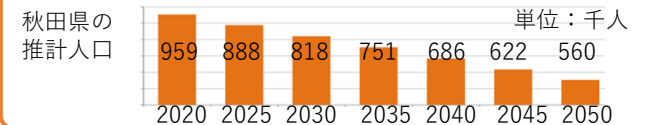
市町村の消防の現状と将来見通し

現況

- ・火災発生件数は減少傾向だが、死者数は横ばい
- ・救急出動件数及び救急搬送者数の増加
- ・災害救助やドクターヘリへの対応など消防需要の多様化への対応が必要

将来見通し

- ・人口減少と高齢化の進行
(令和32年度までに50%前後減少見込み)
- ・市町村の財政状況が厳しくなる見込み



広域化の方向性：将来的に「全県一区」の広域化を目指す

国の基本指針の改正

広域化の推進の方向性

- ・広域化の検討を主導する消防本部を「中心消防本部」として推進計画に定めることが可能
- ・都道府県は広域化の機運醸成や市町村の協議へ積極的に関与

環境の変化への対応

- ・大規模災害、感染症に備えた体制確保
 - ・DXの進展への対応
(消防庁映像共有システム※)、ドローンによる情報収集、マイナカードを活用し傷病者情報を正確に把握する仕組みの構築など)
- ※災害時に消防本部・消防団が入手した現場の映像等を国・自治体間で共有するシステム

主な改定内容

消防本部の広域化

○消防広域化重点地域

- ・段階的な広域化を目指す地域を、消防広域化重点地域に指定
(男鹿市、潟上市、八郎潟町、井川町、大潟村)

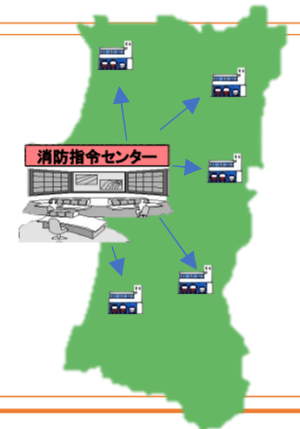
○中心消防本部

- ・広域化を主導する中心消防本部の指定

消防の連携・協力

○高機能消防指令センターの共同運用

- ・高機能消防指令センターについて、令和18年度の共同運用開始を目指す



今後のスケジュール

- 令和7年1月 パブリックコメントの実施
" 3月 県消防広域化検討会で改定案の協議、計画決定